

外部評価委員の個別意見

External Review

Introduction

In my view, there are a number of inter-connected factors that are key to making the Faculty more attractive to both students and faculty from abroad. In broad terms, the central questions students and faculty will be asking themselves regarding each university or faculty when considering options for studying/teaching abroad, are:

- (i) What are the strengths of its faculty, and what are the precise courses that are offered (the “Program”)?
- (ii) How difficult is it going to be administratively, logistically, and financially to attend the faculty (the “Logistics”)?

In considering these factors, and how to improve, the Faculty must distinguish between the structural changes that can be made, and the marketing and publicizing efforts that can be made in respect of each factor. It is also important to keep in mind that the aspects that will be crucial to both potential visiting faculty and to administrators of institutions with whom the Faculty wants to establish exchange programs, will be quite different from those aspects that will be most important to students interested in full time enrolment. In other words, there are different target audiences that must be kept in mind.

In the comments that follow, I try to separate the “structural” improvements from the “marketing” improvements that I think the Faculty could consider, and identify where possible which audience would find such aspects most important.

The Program

Structural Elements

The most important factor related to the Program, quite obviously, is the academic strength of the faculty members. That would be followed by such other factors as the strength of the student body, the depth and diversity of course offerings, and the administrative support in terms of library resources, computer and database systems, and so forth. From the perspective of attracting international students and faculty, the perceived depth and diversity of the syllabus will be fundamentally determined by the number of courses that are offered in English. Language cannot be overemphasized. This would be true for all audiences. Potential visiting faculty may well be deterred if it is apparent that few other faculty members are able to teach in English, while foreign institutions will make decisions relating to the establishment of exchange programs based on the availability of English language courses for their exchange students. With respect to foreign students interested in full time enrollment in a degree program, few Western students will have the Japanese language capability, or the interest in obtaining such capability, to undertake the degree entirely in Japanese.

The idea was raised during my visit of offering fellowships to doctoral students from North American and European universities, in order for them to spend one or two semesters at the Faculty teaching courses in English. This would obviously be an economical way to address the current problem of having few English-language courses, and might be a good short term measure to increase the level of English level instruction. However, from a longer term perspective, I would suggest that the Faculty has to attract established scholars capable of teaching in English in order to truly enhance its competitiveness in the international marketplace. Certainly the Graduate School cannot depend on doctoral candidates for its English-language instruction.

Another aspect, which has both structural and marketing elements, is the organization of the Law School, the Graduate School of Law, and the Osaka School of International Public Policy ("OSIPP"). I acknowledge that at this stage, there is no prospect of any reorganization of these three faculties. However, in my view the strength of the Program of the Faculty would be vastly enhanced if there was considerable flexibility in cross-disciplinary study. By that I mean that students of the Graduate School of Law could easily and seamlessly enroll in classes offered by both the Law School and OSIPP, and the Faculty would offer courses taught by professors of the Law School and OSIPP. Such seamless cross-disciplinary movement would effectively increase the depth and diversity of the Program offered by all three faculties by a factor of three. By way of example, the University of Toronto, Faculty of Law, offers joint programs with the Rotman Business School (MBA), Faculty of Social Work, and offers interdisciplinary course work with the departments of International Relations and Philosophy in the Faculty of Arts and Sciences, among others.

Also of fundamental importance for the purposes of establishing or attracting exchange programs, is ensuring that the Faculty offers courses that will be afforded transferable credits in the home institution. This requires not only an acceptable level of rigor in the course work, but also comparable work loads and evaluations so that students may obtain academic credit for the time spent at the Faculty. The current system of offering seminars without exams or established paper requirements for the purposes of evaluation might have to be seriously re-considered. Some work could be done in comparing the structure of courses currently offered with courses offered at comparable universities in North America and Europe. Moreover, it would be helpful to have literature prepared on such comparisons available to provide to other institutions as a basis for discussing possible exchange programs. There have been recent efforts to standardize academic credit at European universities through what is known as the European Credit Transfer System (ECTS), and many European institutions have now adopted the ECTS. An examination of the ECTS could reduce the work required to communicate to European universities and students the equivalencies of the Faculty's courses.

Another aspect that might be considered, would be the establishment of a properly refereed journal or law review. My understanding is that the Faculty currently has two journals, one in Japanese and one in foreign languages. Neither one is a refereed journal, and both are restricted to submissions from faculty members and students. In North America and Europe a great deal of emphasis is placed on whether journals are refereed or not, with little weight given to papers published in non-refereed journals. The merging of the two current journals into one refereed law journal, publishing papers in all languages including Japanese, and open to submission from scholars all over the world, could serve an important role in enhancing the Faculty's international stature. The emphasis could remain on topics

relating to Japanese law or topics of interest to Japanese scholars, but if it could be developed as forum for the highest scholarship, it would in my view enhance the reputation of the institution. Moreover, a multilingual journal would lend itself greatly to broader accessibility beyond Japan.

Marketing

While the actual substance of the Program is obviously by far the most important, how the Program is marketed should not be overlooked. Moreover, the marketing aspects of the Program can be addressed much more easily and quickly than the structural components.

In this day and age, the internet is probably the most important and easily accessible source of information for both prospective students, and overseas academic administrators. Thus, in my view, if the Faculty does not have a strong English language website, it cannot properly market the strengths of the Program. As it stands right now, the Faculty does not even provide an English language description of the courses that are offered or the names and specialities of each of its faculty members, and thus it cannot even begin to address the most fundamental questions that will be asked by prospective students, prospective visiting scholars, and administrators considering the issue of exchange programs. I attach for your review just a small sampling of some of the pages from the websites of competing universities for your comparison:

- (i) Appendix A - several pages of the web pages of the Faculty and of OSIPP;
- (ii) Appendix B - web pages of the Faculty of Law of the National University of Singapore;
- (iii) Appendix C - web pages from the Faculty of Law of Kyoto University;
- (iv) Appendix D - web pages of the Graduate School of Law of Wasada University; and
- (v) Appendix E-web pages of the Faculty of Law of Kyushu University.

All of the other universities sampled provide much more detailed information in English regarding the requirements for admission, the courses offered, and the faculty members. This is something that could be rectified relatively easily and quickly.

Moreover, in line with my comments above regarding the relationship between the Law School, the Graduate School of Law, and OSIPP, while the three faculties are distinct and independent, from a marketing perspective there would be great advantages in the three faculties cooperating and collaborating in presenting a unified and cohesive image. While the three remain independent faculties, they could present themselves to the world as three components under one umbrella, offering a wide array of legal and public policy courses and programs. This would, of course, depend to some extent on the degree to which there is real flexibility in permitting students in one faculty to enroll courses in the others.

I also attach for your review the Times Higher Education Supplement World University Rankings, reflecting the rankings of the top 200 universities in the world. I would suggest that these rankings have to be viewed with some skepticism and read in context (for example, no one in Canadian academia would likely agree that McGill University [ranked 21st] is today superior to Toronto University [ranked 37th]), but such rankings nonetheless have some influence and shed some light on the factors that people place importance on. You will note that Tokyo University ranks 12th, Kyoto University ranks 29th, and Osaka University ranks 69th. You may find the commentary provided with the rankings interesting.

Logistics

Structural

This factor includes all aspects related to the ease with which exchange students, visiting scholars, and even full time students, can live and study at the Faculty. This would include such aspects as what dormitory and other housing arrangements are available, the extra curricular activities and facilities that are available (sports facilities, clubs, etc.), the extent to which the Faculty assists in ensuring that students or visiting faculty have healthcare coverage and access to healthcare facilities. It would also include the extent to which the Faculty is able to offer financial assistance to students, and the level of remuneration offered to visiting scholars, and would even include the more mundane issues of how much bureaucracy there is associated with the admissions process and the integration of students and visiting scholars into the Faculty's administrative process.

Consideration ought to be given to all of these issues, and thought given to how to make life as easy as possible for visiting students and scholars, who may be struggling with language issues, and have some difficulty adapting to Japanese administrative procedures.

Marketing

The marketing material, and specifically the website of the Faculty, should also address these issues, describing in some detail the facilities that are available and the assistance that will be provided to both visiting faculty and students. Both prospective students and visiting scholars will be keenly interested in this information, and the more information that is provided the better.

Shakaijin

I cannot add much with respect to attracting shakaijin to the Faculty. I would note that here in Ontario the law schools offer primarily a full-time degree program. The University of Toronto accommodates a small number of students with a "half-time" process, but that is the exception. There is no "night school" or part time program offered. Osgoode Hall Law School does offer a part-time LL.M program that is somewhat analogous to the Executive MBA program offered by many of the business schools, in that it is aimed at practicing lawyers. But it is a relatively small program.

On the other hand, many of the law schools do cater to the professional community in the form of holding conferences and seminar series designed specifically for professionals. Osgoode Hall Law School runs a formal series of continuing legal education for the professional legal community (that is, practicing lawyers), on topics that are thought to be of interest to various parts of the bar. These seminars and conference series are usually a day or two days long, and some

are held at night in an effort to accommodate the busy schedules of practising lawyers.

CM/md

2 大阪府政策企画部長 総山 哲男 氏

外部評価委員の個別意見（コメント）

大阪大学が、独立行政法人となり、又大阪外国語大学との統合を控えるなど大学をめぐる大きな状況変化の中、加えて法学教育においては、法科大学院制度が導入されるなど、より大きな転換期を迎えている中、法学研究科においては、様々な問題意識の中、魅力ある法学教育の有り様について、ご検討、ご議論をいただいております、改めて敬意を表させていただきます。

なお、当方、先日開催された委員会には、残念ながら出席がかなわず、議事録は拝見いたしました。我々、大学教育について素人の身にとっては、なかなか、難しい議論がなされており、又、行間の先生方の思いまでは十分踏まえ切れていないものと思います。以下の記述は、大学教育について専門外の間人が、論点、期待されている部分等について十分踏まえた上での意見が述べきれないかと思ひますし、誤解に基づきコメントさせていただいている部分もあろうかと思ひますが、基より、行政現場の間人であり、それ以外は、門外漢となってしまいますので、主として行政から見た、大阪大学大学院法科学研究科に期待する事との趣旨で、コメントさせていただく事とさせていただきます。ご寛容の程、お願いいたします。

1. 教育理念及びカリキュラムについて

教育理念として取り上げていただいている「法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代法や公共政策に関する考察を加え、日本や世界の社会が今後有すべき諸秩序の構想に貢献できる人材の育成」及びこれを受けたカリキュラムの中の公共法政プログラムは、行政現場の抱えている様々な課題に対して学術的、専門的にアプローチをしていただき、解決方策を示していただけるものと考え、極めて時宜になった有難いものだと考えます。

行政現場では、一方では、三位一体の改革の動きの中で、地方の問題は地域主権の名の下、それぞれの地域の特性を生かし、地方自身が解決するとの事が求められていますが、他方では国、地方を通じる財政難の下、複雑、多様化する住民ニーズや社会環境の変化に如何に伝えていくかとの課題を背負っています。夕張市の問題に象徴される様に、ひとたび自治体運営に適切を欠けば、地域の住民をも巻き込んだ、行政サービスの低下や新しい行政ニーズに適格に伝えることができなくなってしまいます。

これまで、各自治体では、行政施策の選択面では、施策の有効性、代替可能性、緊急性等を内容とした施策評価の徹底や、施策の執行面からは指定管理者制度の導入、国立大学と同様、独立行政法人制度の導入など様々な取り組みを行ってきました。さらには、PPP改革として、行政（パブリック）と民間（プライベート）が連携（パートナーシップ）するといった趣旨で、NPO、ボランティアの活用、企業貢献バンクの創設など様々な取組

みをすすめてきています。

また、財源面では、森林税、環境税、産業廃棄物税等新たな財源創出論議や、いわゆる「ふるさと税制」論議、税源の東京一極集中の是正論議、財源の水平調整論議など、今後の少子化、高齢化の大きな社会変動に併せ、様々な論議が必要となってきています。

こうした中、自治体行政現場としては、与えられた条例などの手段を駆使して、創意と工夫の下、様々な課題解決に向かって行く必要があります、こうした取り組みへの理論的、実践的な支柱として法学研究科の研究活動がなされれば、極めて有難いものと考えます。

2. 社会連携への取り組みについて

その具体的な取り組みとして、大阪府市町村振興協会と連携していただき、市町村職員と共に、様々な課題について大学教員、院生とともに議論し、解決方策を探っていただいている取り組みは、自治体現場としても極めて有難く、有用に活用されているものと考えています。平成18年度に取り上げていただいたテーマも「国から地方への税源移譲と個人住民税のあり方」「指定管理者制度について」「行政と市民の協同の具体的あり方」「行政評価」など、時宜にかなったテーマでの取り組みで、それぞれの市町村現場での実践に生かされているものと期待しています。

地方分権の時代は、地域間競争が激化する時代でもあります。人口減少時代が現実のものになっている中、それぞれの自治体が、ふるさと回帰や「ターン」などを目的として、施策の競いあいを行っています。「ふるさと税制」はそれを財源面で裏打ちするものとも考えられ、自治体自身の創意、工夫がさらに求められる時代です。

こうした状況の中、自治体職員は政策形成能力や具体化する政策法務能力の育成が求められており、これまでの国の示す準則、規則、要領等に依拠した仕事の進め方では対応できなくなってきています。

大阪大学大学院法学研究科の社会連携への取り組みがさらに進められ、研究内容も、より具体的に、地域特性を踏まえた、例えば、少子化対策、団塊世代対策、魅力ある街づくり、など具体の施策内容や、条例化などのより実践的な実現方策についても論議される事を期待するものです。

委員会での論議の中で、法科大学院が出来て、法曹界を目指す学生は、専らそっちを目指す、大学院志望の学生が減ってきているとの分析がありましたが、以上のべた様な観点での大学院の社会貢献がより充実されれば、飛躍になるかも知れませんが、より充実した大学院内容となり、学生、社会人ともに、期待する大学院像になっていくのではないかと考えます。

課題の山積する自治体行政現場に、よりの確なアドバイス、指導をお願いしまして、コメントとさせていただきます。

3 フェニックス法律事務所弁護士 小寺 史郎 氏

外部評価委員の個別意見（コメント）

私は、弁護士業務やそれに関連する業務（調停委員，公平委員）の経験しかなく，果たして法学研究科や高等司法研究科全般についてコメントするのに適しているのかどうか疑問を有しつつ，浅学な意見を述べさせていただきます。なお，卑見は平成19年3月19日に開催された懇談会や予め頂いた資料に基づくものであります。

法律専門職に必要な力は，事実を把握する力，事実を分析する力，そして第三者をして文書又は口頭で説得する力であり，その基礎には法的思考能力が要求されます。事実と法律の間を何度も往復し反芻することが大切で，それができないといわゆる伸びない状況に陥ってしまいます。

しかし，以上の把握力，分析力，説得力は，法律専門職に限らず，他の業務でも共通して要求される事柄です。例えば，システムエンジニアは，全く知らない業種から依頼を受け，依頼者の業務内容をコンピュータ上で使えるよう設計をしますが，このときシステムエンジニアに要求される能力は，業務を把握・分析し，それをコンピュータ画面に最適な状態で表す能力です。

法学部生は，民間企業への就職，公務員への任官，法科大学院への進学と多様な希望を有しており，これらの希望を満たすためには，大学側がそれぞれに要する知識の習得をモデルメニューで示すなどによって，その知識習得を手助けすることが大切でしょう。しかし，基本は，習得した知識を知恵化できるように，演習等を通じて自分で考える能力を身につけて，社会に送り出すことと思います。これは，新しくできる国際公共政策学科においても同じことでしょう。

博士課程後期は研究者養成が中心とされています。実定法の研究者の希望が少ないと伺いましたが，仕事で目立たない分野の法律を調査するとき，文献は少なく，たまたま研究論文を見つけたときは，研究者に対する感謝の気持ちで一杯です。このようなことから研究者の養成は不可欠です。全くの試論ですが，入口としては，法科大学院修了者や社会人から幅広く募り，出口は，大学に限らず，民間研究所や企業，法律事務所など，あらゆるつてを頼って幅広く探す，就職後は各人が興味を持った分野において再び研究論文指導などができるよう門戸を開いておくという方法はいかがでしょうか。

幸い大阪大学の持つ問題意識は，卑見よりも幅広くかつ深いものであり，大学生あるいは大学院生だけの学びの場ではなく，社会人にもその見識を磨く機会を与えられるよう今後も努めていただければ幸いです。

4 社団法人関西経済連合会理事 栗山 和郎 氏

外部評価委員の個別意見（コメント）

法学研究科長からの直接のご依頼があり、平成14年度に続いて外部評価委員を引き受けましたが、前回同様、委員の中で私は大学関係者でも法曹関係者でもない、いわば素人であり、的外れな意見になるかもしれないことを最初にお断りします。

1. 法学部における国際公共政策学科の新設

平成14年度の外部評価では、法科大学院（ロースクール）の創設という大きな課題があって、それに関係して既存の法学部、法学研究科をどのように改組、発展させるかが話題の中心であった。今回は、法学部に新学科「国際公共政策学科」を創設するという報告が目された。これは、大阪外国語大学との統合（平成19年10月1日）という特別な事情が背景にあるものの、そのねらいとする学科の特色などをみる限り、まさに時宜にかなったものであり、もともと保守的な傾向が強い法学部にはめずらしく、チャンスをうまく生かした動きといえよう。

ただし、この学科がなぜ法学部の学科なのかという素朴な疑問を抱いたことも事実であり、この際、併せて学部名も変える、あるいは経済学部との学部統合を考えるぐらいのことがあってもよいのではないかと感じました。もちろん「法学部」という伝統的な名称が大阪大学から消えることにはデメリットも予想され、また「総合」とか「国際」とかをつけた内容不明の学部名が巷に溢れているなかで、それなりの慎重な検討は必要と存じます。

ちなみに、すでに議論はあったとは聞きましたが、「国際公共政策学科」という名称は、大学院の国際公共政策研究科と紛らわしく、内部にどのような事情があるにしても、受験生や社会など外からみた視点に欠けていると言わざるをえません。

なお、新学科の教育と運営面では、法学研究科と旧大阪外国語大学の先生方に加えて、国際公共政策研究科、経済学研究科の先生方のサポートも得るという体制と聞きましたが、いわゆる寄り合い所帯的な弊害が生じないように、研究科長はじめ執行部がリーダーシップを遺憾なく発揮されるよう望みます。

2. 大学院法学研究科の質的充実（他の大学院との差別化）

前述のとおり平成14年度の外部評価では法科大学院の設置が課題になっていましたが、私は個別コメントで、「大阪大学の法学系部局を他の大学と差別化しようとするならば、法科大学院を設置するのではなく、既存の『大学院法学研究科』を充実させ、『非法曹』の高度専門職業人の養成を目的に人的資源を集中するという選択もあるのではないかと、破壊的な意見を言わせていただきました。

今回の外部評価で法学研究科の現状説明を聞いていて、上記の考え方は今でも変える必要

はないという印象をもちました。なぜなら、高等司法研究科や他の大学院に対して、法学研究科の特色がよく見えない、また人的資源の選択と集中ができていないと感じたからです。いまさら後戻りはできないものの、法学研究科としては、前述の新学科の設置も契機に、そのあり方を抜本的に検討するということがなければ、少し大げさではあります、人口減少社会の中で生き残っていけないのではないかと思います。

3 . 大学法人化にともなう社会連携の強化、管理運営の改革

国立大学の法人化が行われ、大阪大学では「地域に生き世界に伸びる」を基本理念に、まさに「阪大らしい」新しい試みが次々に行われ、他の国立大学と比べても非常によくやっているという印象をもっています。しかし、その中で、残念ながら文系の学部・大学院の存在があまり見えてきません。医歯薬・生命系や理工系の部局に比べて、社会連携の強化や管理運営面の変革への取り組みが遅いように感じるのが、私の誤解や杞憂であればよいのですが、先生方のいっそうの奮起を促したいと思います。

5 金融庁総務企画局参事官 知原 信良 氏

外部評価委員の個別意見（コメント）

大阪大学法学部及び大学院法学研究科の現状を見ると、全体としては、明確な特色を持ち目標を掲げて良好な成果を上げているものとみています。個別の問題につき具体的に意見を述べさせてもらいます。

1. 法学部

新たな国際公共政策学科が創設されるということですが、プログラムを見る限り、次の諸点を織り込んでおり、大いに期待ができます。具体的には、社会科学の複数にまたがる教育を行うこと、英語教育を重視すること、留学生の積極的な受入れなど教育環境の国際化を進めること、などです。このほか、少人数の演習を軸において教育を進められることは、大きな期待を寄せますが、これは既存の法学科においても是非とも取り組んでもらいたい課題です。

新学科については、法学部全体として、共通の教育部分のほか、できるだけ多くの部分で、他の法学部生にも成果が共有できるように配慮してもらいたいと思います。とりわけ、英語教育のみならず、メインの社会科学教育においても少人数講義・演習形式を推進するなど、法学部の中に新学科を設けるわけですので、シナジー効果を実現してもらいたいものです。

現在の法学部については、実社会に出て通用する教養と法学政治学などの基本をしっかりと身につけた応用の利く人材を育成することにその使命があると考えます。そのためには、法学政治学などの基本を丁寧に教育していくことが重要です。具体的には、大教室の講義とともに、それを補強する少人数の講義をできるだけ活用していくことです。法科大学院を設立に伴う教員の負担増など制約が大きいとの指摘がありましたが、大学院後期課程の院生などを活用して、学部学生の学習の充実に活用してもらいたいと思います。これは同時に、大学院生においても、教育の実践として有意義と考えます。

4年生については、かねてから、すでに卒業に必要な単位のほとんどを取得してしまっているために、あまり来校しない学生が多いことが指摘されてきました。これは、大学として、教育上の観点からや、塾などに安易に通うことを助長しているなどの問題が指摘されてきました。教職員や下級生とのコミュニケーションが取れないことも問題です。そこで、4年生に対しては、できるだけ自発的に来校するように、適切な形で、必修科目や少人数講義等の設定など工夫を行うことが必要と考えます。

2. 大学院前期課程について

大学院については、前期に関して、高等司法研究科が設けられた中で、すでに様々な工夫

を講じています。しかし、目指している目標が必ずしも成果につながっていないという問題があります。

たとえば、担任教員制度については、今後とも外部からの入学者が多数になることを念頭におくと、適当な制度と考えられます。しかし、外部からの入学者には特に公共法政プログラムにおいて何を指すのか、高等司法研究科とは違う、明確なメッセージに欠けているように思われます。現実に入学者難に直面しているわけですから、前期課程の魅力向上について早急に見直す必要があると思います。一部官庁からの派遣研修生が継続しているものの、地方公共団体や関西の多数の地元企業にとって大学院レベルの魅力ある教育課程となっていないということです。潜在的な入学者にとって、教育内容をニーズに適應させることが可能なかを見極める必要があります。

3．大学院後期課程について

後期に関しては、就職との関係で、数多く大学院生を受け入れることが躊躇されるこのことですが、教員による研究の活性化を図る上でも、学部学生の教育の質の向上を図る上でも、もう少し積極的に受け入れられるように努めるべきではないかと考えます。後期課程の大学院生を学部教育の少人数講義や演習における講師として活用することにより、大学院生の研究教育能力の向上と学部教育の質の改善を一度に図ることができるものと考えます。現状においては、任用等の上での制約があるということですが、早急に検討されて解決されることを望みます。

4．共通事項

卒業生にとって大学の存在として最も有意義なことは、仲間を見出す手立てになることです。ゼミやクラブの同窓会のみならず、同じ講義を受けたかつての仲間という共通基盤の上に、卒業生のネットワークを広げられることは、社会生活を送る上で有益な機会です。欧米の大学では、同窓会は、卒業生自身にとっても、寄付など様々な支援を大学が受けるためにも、重要な役割を果たしています。国立大学法人となったこの機会に、卒業生のネットワーク作りを充実させていくことが重要と考えます。

6 名古屋大学大学院法学研究科長 松浦 好治 氏

外部評価委員の個別意見（コメント）

大阪大学大学院法学研究科の外部評価委員会は、2007年3月19日夕刻より大阪市内で開催された。この外部評価委員会における三成研究科長をはじめとする大阪大学大学院法学研究科側からのご説明と、事前に配布された関係資料に基づいて、委員個人としての意見を下記の通り申し上げることにしたい。なお、小職は、大阪大学大学院法学研究科に1982年から2000年まで教員として所属した経験があり、その経験を一定程度参考にしていることを申し添える。

記

大阪大学大学院法学研究科（以下、阪大法研と略します）関係者が指摘されるとおり、平成15年に国立大学法人法が成立施行され、その翌年には法科大学院制度が導入された。これは、大きな環境変化であり、日本の法学系の学部は、その対応に忙殺された。さらに、大阪大学と大阪外国語大学との統合により、阪大法研は、学部と大学院の両面において、その研究教育の基本施策を新たに示す運営の基本方針をほぼ全面的に洗い直し、新しい環境に適応することを求められている。そこで、小職の個別意見は、阪大法研の基本方針の健全性や将来性についてコメントするという形でまとめることにしたい。

1. 学生の育成方針、履修指導に関する方針について

法学部の卒業生の将来設計は、法科大学院を経て法曹、企業、公務員というように分類できるが、阪大法研の学部卒業生の進路は、法科大学院等に25%強、民間企業に33%強、官公庁その他40%強となっている。すると、学部においては卒業生の将来の進路を意識して、どの道に進むにしても共通に必要な知識や技能を適切に修得できる環境の提供が求められると言わなければならない。

阪大法研では、学部1年生に対して、入門科目を提供して、学問体系の見取り図を示す工夫が行われており、それは適切な配慮である。問題は、その工夫によって、学生が2年次に進む段階で、ある程度法学、政治学がどのような知的営みであるのかを相当意識できるようになったかどうかの確認であろう。同時に、学生がこの学問体系の見取り図を将来の進路にどのように結び付けて、具体的に考えることができるようになったかを確認する作業も必要であろう。この種のモニタリングは、授業評価アンケートや最近さかんに行われるようになった社会の状況を大学で紹介する科目（たとえば、「ロイヤリング」）などを通じて行うことができるように思われる。阪大法研では、この種のモニタリングを入門科目の内容に生かすなどの努力を継続していただくことが望ましい。

科目履修の状況を見ると、科目の年次配当にしたがって履修が行われていることが窺われる。阪大法研の履修の考え方が学生に受け入れられたものとみることができる。3、4年次には、7つの法律分野を中心とした履修が行われている。法学部である以上、当然の学習パターンであるとは言えるが、卒業後の進路との関係で学習パターンが適切であるかどうかの継続的なモニタリングが必要であるように思われる。適切な科目選択は、阪大法研が実施する学年当初および学期初めのオリエンテーションによってかなり実質的な指導を行うことができると思われるが、オリエンテーションの有効性を図る試みも考えられてよいであろう。この点は、阪大法研から検討課題として示された「学生の進路状況に応えるカリキュラム」という観点とも関連すると思われる。

近年の高等教育では、「なにを知っているか」よりも「なにができるか」という観点の方が重視されるようになってきている。すると、知っていることよりも、知識を適切に使いこなすことができるかどうかという面から、科目履修の到達目標を考え、求められる知識レベル、知識を使いこなす技能、専門的スキルなどをより具体的に特定し、学生に明示することが望ましい。法科大学院の教育では、この種の配慮が強く要請されている。学部教育もある程度このような発想からの見直しが必要であるように思われる。

示されたもう一つの検討課題は、法科大学院とのスムーズな接続のためのカリキュラム編成である。一方で社会から信頼される法律家を育てるという使命を持ち、他方で、高い合格率を目指す受験予備校という側面を持つ法科大学院の実態を考えると、学部における法科大学院進学のためのカリキュラム・講義内容の整備は、慎重に進めなければならない問題である。法科大学院の教育が狭い法律的訓練に集中する傾向からすると、学部教育は、バランスの取れた素養と人間的魅力、弾力的な思考能力を育てるといった目的と法科大学院に合格できるだけの法律的知識の習得という目的の間で適切な選択を学生に与えるものになる必要がある。

自発的な予習復習と自学自習を強く求める傾向は、法科大学院から徐々に学部にも広がると予想されるので、開設科目を精選する一方、自由な時間を賢く使うための指導やオリエンテーション、さらには学習環境の整備が重要となる。阪大法研は、問題の所在を的確に把握されているが、具体的な対応策の面では今後の課題を多く残していると思われる。

2. 新学科の開設による学部の教育環境の多様化

大阪大学と大阪外国語大学との統合にともなう、阪大法研での新しい学科の開設は、大きな可能性を与える一方、従来とは異なる新たな課題や負担を生み出している。

阪大法研のご説明によれば、さしあたり法学科と国際公共政策学科という二つの学科を

かなり明確に区別して運営するという方針が採用されているように思われた。異なる学問的文化と雰囲気を持つ二つの教員と学生を一つの学部統合することには、さまざまな苦労が伴うのは当然であり、短期的には区別して取り扱うことには合理性がある。しかし、当初は、異なる大学の構成員であったという意識はあるとしても、少なくとも、学生は数年で「大阪大学法学部」の学生となる。その点からすると、二つの学科の「間仕切り」を低くする一方で、法学部の多様性を高めることが、阪大法研の特徴を出すことにつながると期待される。できるだけ早く学生が「出自の異なる他人」意識をなくし、一体感をもつような配慮が必要であろう。今回の阪大法研からのご説明には、この点に関するものは少なかったが、法学部の卒業生には、政策立案もでき、的確な政治的判断もでき、法的処理もできることが社会的には期待されているのであるから、阪大法研は、二つの学科の開設を十分に有効活用していただきたい。

より大きな課題は、教員間の一体感の醸成であろう。学生は数年で入れ替わるが、教員の場合はそうはいかない。文化的背景の異なる教員の間で、相互の尊敬と信頼をどのように作り出すかは、阪大法研の将来を左右する。この問題は、すべての関係者が意識しておられるであろうが、正面から必ずしも議論されるとは限らない。今回のご説明でも、焦点が学生に合わされていたこともあって、教員コミュニティの育成強化の点は話題にならなかった。しかし、阪大法研が国内外において特徴のある教育機関として評価される鍵の一つはこの面にあると思われるので、ご配慮願いたい。

法学部の組織図を拝見すると、国際公共政策研究科は依然として独立大学院であり、学部をもっていない。他方、法学研究科は、学部を持ち、その中に法学科と国際公共政策学科が設けられている。学部を持つことは、大学院が優秀な学生の供給源を獲得するという意味があることからすると、このような組織編制はやや不自然に思われる。しかし、複数の大学院研究科が適切な協力と連携によって学部教育を行うという観点からすると、従来の縦割り組織による教育の弊害を克服するという積極的な面もうかがうことができる。もっとも、組織編制は、大阪大学の実情をもっともよく理解する方々の設計によるものであるから、外部から意見を申し上げることは必ずしも適切ではない。学部のカリキュラムを拝見する限り、従来のような法学部カリキュラムではなく、より学問分野横断的で魅力的なカリキュラムが組まれているので、このような体制下で従来の法学部カリキュラムを超えるような法学部教育の成功を期待したい。

3. 大学院の教育環境

今回は、法科大学院が対象ではなく、従来型の大学院法学研究科が対象である。従来、法学系大学院は、少数の研究者養成を第一の目的とし、徐々に高度専門人あるいは高度職業人養成という形で受け入れる大学院生の層を多様化させてきた。さらに、「日本の国際化」

という政府方針によって、留学生の受け入れが増加した。法学系の大学院学生は、阪大法研を含めて、少数の研究者志望者、社会人、留学生から構成されるにいたっている。

大学院学生の多様化は、いわゆる大学院重点化の措置によって、大学教育の重心が学部から大学院に移されると、大学院の学生定員の充足が至上命令となることによって一層促進されたことは広く知られている。学生が多様化した法学系大学院がどのような人材を育成して社会に提供するのは、まだ十分に明らかになっていない。阪大法研の今回のご説明は、検討課題として志願者を増加させる方策、学位授与率の向上などを中心としているが、学部卒業生と大学院卒業生との間の有意の差異をどのような指標（知識、技能、その他）を明らかにすることが重要であると思われる。したがって、社会と大学との対話では、社会がどのような能力、知識、技能を大学院卒業生に求めているのかを特定する努力を継続していくことが望ましいと考えます。その意味では、今回の会議は、一定の範囲でそのあたりに関する意見交換も行われましたので、有益でありました。

4 . 国際交流、社会連携

阪大法研は、海外の大学と多くの学術交流協定を結んでいる。その中心は、ヨーロッパと東アジアにあり、北米との交流は、カナダに重点がある。大学の国際展開は、社会的な要請であり、これらの交流協定を実質的に活用することが今後の課題であると考えられる。その観点からすると、阪大法研による国際交流室の設置は適切な措置である。

問題は、この交流室のスタッフとその年次計画、中期計画の立案実行であろう。スタッフには、研究教育だけでなく、国際的な事業のマネジメントをすることが求められる。従来、このような仕事は、教員が副次的なサービス提供の形で行ってきたが、事業の継続性を確保しようとする、常勤として活動できるスタッフが必要であり、そのスタッフの活動を支える予算（海外交流先訪問、その他）が不可欠である。その点の説明は、今回詳しく行われなかったが、交流室の設置という着想は優れているので、ぜひそれが成果を挙げようような措置を阪大法研として講じていただきたい。

国際交流とならんで、社会連携の活動も注目される。国際交流と比較して、法政実務連携センターの組織は具体化されており、教員6名から成る組織は、産業界、法曹界、地域社会との連携という目的を達成することができるであろう。実際、マッセオ S A K A やドイツ学術交流会との交流事業などは見るべき成果である。

今後は、国際交流、社会連携は、有機的に連携して発展するものと推測されるので、より多くの成果を期待したい。検討すべき点としては、社会連携活動をまとめるようなコンセプトがまだ明確でなく、さまざまなプロジェクトの集積以上の印象を与えていないので、全体として阪大法研の特色となるようなコンセプトをもって、国際交流、社会連携を推進

していただきたい。

5 . 全体としての印象

阪大法研をとりまく環境の急激な変化に対応する真摯な努力がなされているという印象を得た。個々の取組は、それぞれ特色があり、将来の成果の結実を期待させるものがある。阪大法研関係者の努力に敬意を表したい。

外部評価という観点からすると、最近の中期目標をベースにしたプロジェクト管理の観点が必要であり、評価資料は、当初の目的と現実の達成状況、対象とする期間の活動の分析、今後の課題と対応方針のような形で一定のものが示されることが望ましい。この作業は、膨大な資源を必要とするので、できるだけ対象をしぼって行われるべきである。